

[資料] 宇部地区共同防災規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、石油コンビナート等災害防止法(以下「法」という。)第19条の規定に基づき、宇部・小野田地区特別防災区域に所在する特定事業所等が共同して、これらの事業所の自衛防災業務の一部を行わせるための共同防災組織に関して定め災害を防止し、かつ、万一災害が発生した場合の拡大の防止を計り、もって、地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

この規程は、宇部・小野田地区特別防災区域に所在する特定事業所等のうち、共同防災組織に加盟している事業所(以下「会員事業所」という。)に適用する。

第3条 (用語の定義)

法、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法並びに会員事業所が制定した規程類に定める用語の例によるほか次のように定める。

- (1) 自衛防災隊：法の規定により各事業所において組織された自衛の防災隊をいう。
- (2) 共同防災隊：この規程により共同で組織した防災隊をいう。
- (3) 防災担当者：会員事業所において防災関係の業務を推進する者をいう。
- (4) 発災事業所指揮所：発災事業所において自衛防災隊及び共同防災隊を直接に指揮する場所をいう。
- (5) 会長：共同防災組織を統括する者をいう。
- (6) 事務局：共同防災組織の事務を行う事業所又は事務所をいう。
- (7) 管理事業所：共同防災資機材を管理している事業所をいう。
- (8) 防災管理者等：会員事務所の防災管理者・副防災管理者をいう。ただし、コールセンターは防火管理者をいう。
- (9) 監事：共同防災で発生した費用の会計を監査する者をいう。

第4条 (他の規程等との関連)

この規程のほか、各事業所間で結んだ相互応援協定等については、それぞれの定めによるものとする。

第5条 (制定・改廃)

この規程の制定・改廃は、会員事務所の合意にもとづいて行うものとする。

第2章 共同防災組織

第6条 (名称及び構成)

- (1) 本組織は、「宇部地区共同防災協議会」(以下「協議会」という。)と称する。
- (2) 協議会の構成は、宇部・小野田地区特別防災区域に所在する特定事業所等のうち、協議会への加盟を希望する事業所をもって構成する。
- (3) 新たに加盟を希望する事業所については、会員事務所の承認を得て、この組織に加盟できるものとする。この組織から脱退するときも同様とする。

第7条 (会員等)

共同防災活動を円滑に行うために、次のとおり会長及び事務局長を置くものとする。

- (1) 会長
協議会の会長は、宇部興産(株) 宇部ケミカル工場長とする。
- (2) 事務局長

協議会の事務局長は、宇部興産(株)宇部ケミカル工場 環境安全部門とする。

(3) 事務局は、宇部興産(株)宇部ケミカル工場内に置く。

第8条 (会長等の職務)

会長は協議会を統括し、事務局長は協議会の運営を管理するとともに会長を補佐する。

第9条 (管理事業所)

(1) 管理事業所は、宇部興産(株)宇部ケミカル工場とする。

第10条 (業務)

協議会は、この規程の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 法に基づく届出に関する事項。
- (2) 関係法規の調査・研究等に関する事項。
- (3) 協議会と会員事務所の自衛防災組織との防災活動に関する連絡・調整等。
- (4) 共同防災隊の配置及び防災資機材等の備え付けに関する事項。
- (5) 共同防災隊の編成に関する事項。
- (6) 防災要員の防災教育に関する事項。
- (7) 共同防災隊の防災訓練に関する事項。
- (8) 防災資機材等の点検。
- (9) その他必要な事項。

第11条 (共同防災資機材)

(1) 防災資機材は、法施行令第20条の規定により保有する。(別表-2参照)

(2) 新規加入・脱会等により、会員事務所の石油の取扱量、貯蔵量、又は高圧ガスの処理量の変更により、保有の基準が変更になった場合は、資機材の見直しをしなければならない。

第12条 (共同防災要員)

(1) 共同防災要員は、別表-3に規定する基準により会員事業所の従業員のうちから選任し、事務局に登録しておくものとする。(別表-1参照)

(2) 新規加入・脱会等により、会員事務所の石油の取扱量、貯蔵量、又は高圧ガスの処理量の変更があった場合は、共同防災要員の定員の見直しをしなければならない。

第13条 (共同防災要員の代理者の選任)

共同防災要員が旅行又は疾病その他の事故により、その職務を行うことができない場合のために、あらかじめ、その代理者を選任し、事務局に登録しておくものとする。

第14条 (管理事業所の防災管理者の職務)

管理事業所の防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 共同防災資機材の点検設備に関すること。
- (2) 共同防災要員の教育訓練及び指導監督に関すること。
- (3) 協議会と自衛防災組織との間の連絡、総合調整等その他必要な事項。

第15条 (管理事業所の自衛防災要員と共同防災要員との区分)

管理事業所における防災要員は、自衛防災要員と共同防災要員との区分を明確にしておくものとする。

第16条 (共同防災隊の編成)

共同防災活動を円滑にするために、共同防災隊の編成を別表-1のとおりとする。

第17条 (共同防災隊指揮者の選任)

共同防災隊要員の中から共同防災隊を直接指導する指揮者1名を選任するものとする。

第18条 (共同防災隊指揮者の代理者の選任)

共同防災隊指揮者が旅行又は疾病その他の事故により、その職務を行うことができない場合のため、あらかじめ、その代理者を決めておくものとする。

第 19 条（共同防災隊指揮者の職務）

共同防災隊指揮者の職務は、次のとおりとする。

- （1）共同防災隊が出動した際、発災事業所指揮所において、当該事業所の防災管理者等の指揮を受け、共同防災隊を直接指揮する。
- （2）共同防災隊が出動した際の発災事業所指揮所との連絡調整に関すること。
- （3）その他共同防災隊出動に関して共同防災活動上必要な事項。

第 20 条（共同防災要員の職務）

共同防災要員の職務は次のとおりとする。

- （1）共同防災隊指揮者に従い、共同防災活動を行うこと。
- （2）その他、共同防災活動上必要な事項。

第 21 条（共同防災隊の出動）

- （1）共同防災隊は、発災事業所の防災管理者等の要請に基づいて出動するものとする。
- （2）出動要請は、電話又は伝令により、管理事業所の防災管理者等に対して行うものとする。
（別表－ 9 参照）

第 22 条（他地区への出動）

公設消防機関の長又は同代行者からの要請又は法 25 条の規定にもとづく指示があった場合は、特例として他地区へ出動をすることができるものとする。

第 23 条（共同防災業務の委託）

- （1）防災業務の委託状況（別紙－ 10 参照）
- （2）受託者の氏名・住所
 - 宇部海陸交通(株) 代表取締役 原田行男
 - 宇部市東本町一丁目 9 番 17 号
- （3）共同防災業務の範囲及び実施方法
 - 別に定める「流出油防除作業契約書」による。（昭和 54 年 10 月 30 日より施行）

第 3 章 協議会の運営

第 24 条（委員会）

- （1）協議会の円滑な運営を図るため、事務局を委員長として、次の委員会を開催するものとする。
 - ① 定期共同防災委員会 …… 1 回／年（5 月頃）
 - ② 臨時共同防災委員会 …… 随時
- （2）委員会は、会員事業所の防災管理者、副防災管理者又は防災担当者によって構成し、第 10 条の業務に掲げられた事項について検討する。
- （3）臨時共同防災委員会は、次の場合に開催するものとする。
 - ① 会員事業所に火災等の事故が発生した場合
 - ② その他会員事業所が共同防災運営上必要と認めた場合

第 25 条（相互連絡）

会員事業所は、当該事業所その他に災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に連絡を行うものとする。

第 26 条（費用の負担）

- （1）共同防災資機材の購入費、共同防災資機材の維持管理費等協議会の運営に係る諸費用は、別表－ 4 に規定する負担基準にもとづき行うものとする。
- （2）防災活動に要した費用は、別表－ 5 に規定する負担基準にもとづき行うものとする。
- （3）費用の負担等について疑義を生じた時は、当該会員事業所間で協議して決定するものとする。

る。

第27条（労災補償等）

- （1）防災活動により発生した労働災害については、労災補償の適用を受けるものとする。
- （2）防災活動により発生した死傷者に対する補償等については、別表－6の規定によるものとする。

第28条（会計監査）

- （1）監事は、宇部興産(株)環境安全部（本社）とする。
- （2）監事は、年度末後（5月頃）に会計監査を実施し、定期共同防災委員会にて結果を報告する。

第4章 点検・整備

第29条（共同防災資機材等の点検・整備）

- （1）共同防災資機材等の点検・整備は、関係省令にもとづいて行い、点検結果の記録及び保存は、同省令第16条により行うものとする。
- （2）管理事業所は、責任をもって点検・整備を行うものとする。

第30条（図面等の資料交換）

会員事業所の保安施設等の設備配置の状況について相互に把握するために、必要な図面等の資料交換を行うものとする。

第5章 教育・訓練

第31条（教育訓練計画）

別表－8に規定する防災教育訓練計画によるものとする。

第32条（教育訓練の内容）

共同防災要員に対する教育訓練は、次のとおりとする。

- （1）基本訓練 …… 操法訓練等

第33条（この規程に違反した者の措置）

この規程に違反した共同防災要員に対しては、再教育を行うものとする。

第6章 その他

第34条（この規程を改定した際の届出等）

- （1）法第19条第3項の届出事項に変更があった場合、この規程を改定し、法防災省令第29条に基づき、変更があった日から7日以内に様式第8（防災省令第29条関係）の届出書に添付して、宇部市長（宇部山陽小野田消防組合管理者）へ届出ること。
（届出事項）防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、共同防災規程、その他
- （2）この規程を改定した場合は、山口県石油コンビナート等防災計画の届出内容の変更を実施する際に合わせて、変更すること。

（附則）

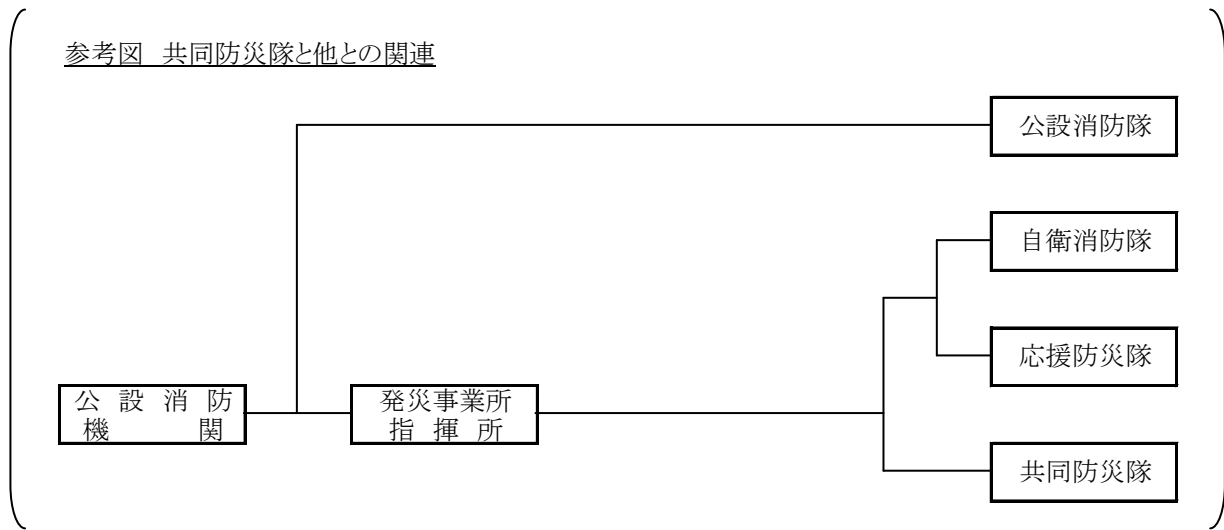
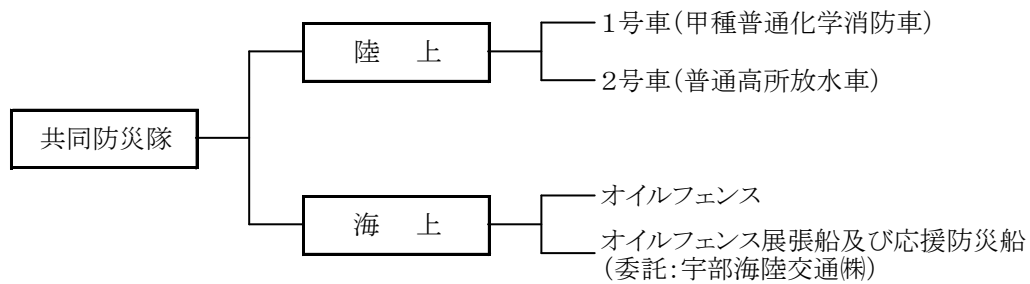
この規程は、昭和52年 7月14日から施行する。

- （1）改正 昭和54年10月30日
- （2）改正 昭和57年 5月 6日
- （3）改正 昭和58年 2月15日
- （4）改正 昭和58年 3月31日
- （5）改正 昭和59年10月 1日

- (6) 改正 昭和60年 4月 1日
- (7) 改正 昭和62年 3月31日
- (8) 改正 昭和63年 4月11日
- (9) 改正 平成 元年10月20日
- (10) 改正 平成 3年 8月 1日
- (11) 改正 平成 4年 3月 1日
- (12) 改正 平成 4年 7月 1日
- (13) 改正 平成 4年12月 1日
- (14) 改正 平成 5年 3月 1日
- (15) 改正 平成 5年12月 1日
- (16) 改正 平成 6年 8月 1日
- (17) 改正 平成 9年10月 1日
- (18) 改正 平成10年 7月 1日
- (19) 改正 平成11年 4月 1日
- (20) 改正 平成14年 4月 1日
- (21) 改正 平成22年 6月11日
- (22) 改正 平成25年 5月 9日
- (23) 改正 平成26年 5月 9日

別表－1

宇部地区共同防災隊の編成



別表－2

共同防災資機材の基準

	資機材の種別	資機材の名称	台数等	管理事業所	備考
海上	オイルフェンス	B型	540m	宇部ケミカル工場 440m 宇部セメント工業 100m	
	オイルフェンス展張船	かいりく	1隻	宇部海陸交通(株)	委託
陸上	放水車	普通高所放水車	1台	宇部ケミカル工場(西地区)	
	甲種化学消防車	甲種普通化学消防車	1台	〃	
	消火薬剤	泡原液	7,560L	〃	

- (注) 1 放水車・化学消防車に備えつけなければならない可搬式放水銃等もそれぞれに含むものとする。
- 2 平常時における放水車・化学消防車の使用は、管理事業所等において独自に利用できるものとする。ただし、直ちに緊急出動できる態勢を確保しておくこと。
- 3 宇部海陸交通株のオイルフェンス展張船及び応援防災船については、別途にとりきめるものとする。

別表 3

共同防災要員の基準

構 成		定 員	共同防災隊要員	備 考
共同 防 災 隊	陸上	8名	指揮者1名	宇部ケミカル工場（西地区）
			機関員2名	
	海上	3名	防災要員5名	発災事業所
			乗組船舶職員1名	委託
		防災要員2名	発災事業所	

- (注) 1 共同防災要員は、上記人数が常時出動できる態勢を確保すること。
 2 共同防災要員は、当該事業所の社員または受託者の社員であること。
 ただし、委託防災要員は、受託者の社員であること。

[参考] 共同防災加盟事業所

(陸上)

宇部興産(株)宇部ケミカル工場
 宇部興産(株)宇部セメント工場
 宇部興産(株)宇部藤曲工場
 日興石油(株)沖の山油槽所
 テクノUMG(株)宇部工場
 宇部興産(株)コールセンター
 宇部MC過酸化水素(株)宇部工場

(海上)

宇部興産(株)宇部ケミカル工場
 宇部興産(株)宇部セメント工場
 宇部興産(株)宇部藤曲工場
 日興石油(株)沖の山油槽所
 テクノUMG(株)宇部工場

別表－４

共同防災費の負担基準

No.	項目	設置場所	内容	負担対象事業所	負担額算出方法
1	普通高所放水車	宇部ケミカル工場 西地区 消防車格納庫	購入費	陸上 加盟全事業所	各社協議
			管理維持費：オー バーホール		特記事項－１
			管理維持費：オー バーホール以外の 修理代		特記事項－２
2	甲種 普通化学消防車	宇部ケミカル工場 西地区 消防車格納庫	購入費	陸上 加盟全事業所	各社協議
			管理維持費：オー バーホール		特記事項－１
			管理維持費：オー バーホール以外の 修理代		特記事項－２
3	泡原液 (備蓄薬剤)	宇部ケミカル工場 西地区 消防車格納庫 ・泡原液格納庫	購入費	陸上 加盟全事業所	特記事項－２
			廃棄費		
4	オイルフェンス	宇部ケミカル工場 (440m) 宇部セメント工場 (100m)	購入費	海上 加盟全事業所	各社協議
			管理維持費：オー バーホール		特記事項－１
			管理維持費：オー バーホール以外の 修理代・点検費他		特記事項－２
5	消防車格納庫	宇部ケミカル工場 西地区	設置費	陸上 加盟全事業所	各社協議
			管理維持費		特記事項－２
6	泡原液格納庫	宇部ケミカル工場 西地区	設置費	陸上 加盟全事業所	各社協議
			管理維持費		特記事項－２
7	緊急通報電話	宇部ケミカル工場 西地区	設置費	加盟全事業所	特記事項－３
			電話料		
8	共同防災隊員 教育訓練費		共通隊員（指揮者 ＋機関員）の 人件費（比例）	陸上 加盟全事業所	特記事項－４
9	共同防災隊員 人件費		共通隊員（機関員） の人件費（固定）	陸上 加盟全事業所	特記事項－５
10	固定経費		保険料・固定資産 税・車検代・整備 費用・燃料代ほか	陸上 加盟全事業所	特記事項－２
11	その他		共同防災隊の運営 に際して上記以外 の事項で臨時に徴 収が必要となった 費用	加盟全事業所	各社協議

※負担額算出方法について

- ・特記事項－１：各事業所毎の負担額は、宇部ケミカル工場、宇部セメント工場が負担総額の1/3ずつ、残りの事業所が残りの負担総額の1/3を均等に按分する。
- ・特記事項－２：各事業所毎の負担額は、負担総額を全事業所総数により均等に按分する。端数が発生した場合は、事務局事業所の宇部ケミカル工場が負担する。

- ・特記事項－３：各事業所毎の負担額は、陸上と海上に加盟している数を元に按分する。
陸上と海上の両方に加盟：宇部ケミカル工場（２）、宇部セメント工場（２）、
宇部藤曲工場（２）、UMG ABS（２）、日興石油（２）
陸上のみに加盟：コールセンター（１）、宇部MC（１）
(各事業所毎の負担額) = (負担総額) × (その事業所の加盟数) / (全事業所の加盟総数)
- ・特記事項－４：各事業所毎の負担額は、各事業所での訓練実施時間による負担額（比例）に、共通隊員のみでの訓練実施時間を全事業所の均等に按分した負担額（共通比例）を加算したものとする。
- ・特記事項－５：以下の計算を元に算出する。
負担総額としては、共通隊員の機関員８名の平均人件費の４０％とする。
各事業所毎の負担額は、別途定める「石油連盟方式」の割合によって負担総額を元に算出する。
「石油連盟方式」の計算方法【省略】

別表－５

災害出動に要した費用の負担基準

項 目	負担事業所
1 消火薬剤・油処理剤及び油吸着剤の消耗費	発災事業所
2 共同防災資機材の損害費	発災事業所
3 出動若しくは、帰路途上に発生した人的・物的事故の損害費	各社協議による
4 人件費・その他経費	発災事業所

別表－６

災害補償の負担基準

- 1 災害出動により発生した死傷者に対する補償等の範囲は、労働者災害補償保険法による給付以外に共同防災要員が所属する事業所側の災害補償規程により定められた補償額とする。
 - 2 火災等で被害が甚だしく、前記補償の支払が困難な場合は、支払延期などについて別途協議することができるものとする。
 - 3 補償の範囲について疑義を生じた時は、当事者間で誠意をもって協議のうえ決定するものとする。
- (注) 加盟事業所は、補償に関連する災害補償規程を相互に交換するものとし、その規程を変更した場合も同様とする。

別表－７

構成事業所の各施設地区内の主要な施設又は設備を明示した資料（必要の都度）

別表－ 8

共同防災要員の教育訓練計画

項 目		回／年	内 容
基本訓練	資機材操作法等の習得	2回／年	防災資機材等の名称・操作方法に関し、訓練の年間計画を作成する。

別表－ 9

共同防災会員事業所等連絡先一覧表（緊急時）【省略】

別表－ 1 0

防災業務の委託状況【省略】

別表－ 1 1

加盟事業所（出向先）共同防災隊員【省略】